

農地中間管理機構の事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構の事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する法第 8 条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 6 日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 農地中間管理機構の特例事業を行う者の名称及び住所
名称 一般社団法人岐阜県農畜産公社
場所 岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 12 号
- 2 特例事業の実施地域
県の市街化区域を除く地域
- 3 特例事業の種類
(1) 農地売買等事業（法第 7 条第 1 号に規定する事業をいう。）
(2) 農地売渡信託等事業（法第 7 条第 2 号に規定する事業をいう。）
(3) 農地所有適格法人出資育成事業（法第 7 条第 3 号に規定する事業をいう。）
(4) 研修等事業（法第 7 条第 4 号に規定する事業をいう。）
- 4 事業規程の変更を承認した日
令和 5 年 10 月 6 日